

ページ番号	発行先
2 ページ～6 ページ	DICA
7 ページ～9 ページ	CB
10 ページ	MIC
11 ページ	CCTO

DICA ⇒ Directorate of Investment and Company Administration

CB ⇒ Central Bank

MIC ⇒ Myanmar Investment Commission

CCTO ⇒ Company Circle Tax Office

番号	発行先	内容
1	DICA	外貨投資計画（長期）の為 DICA と JICA の協力のもとで Shan State Investment fair をシャン州にて 2017 年 2 月以内に行う予定です。
2	DICA	シャン州への投資をより効果的に促進するために、MIC と JICA はセミナー、展示会、ビジネスマッチングイベント、国家訪問などで構成された「Shan Investment Fair」を 2017 年 2 月 10 日、Taunggyi にて開催する。このフェアは、シャン州政府、南シャン州商工会議所（SSCCI）、ジェトロ、ミャンマーマーケティングリサーチアンドデベロップメント（MMRD）のサポートで行います。同時に、MIC、JICA、MMRD によって Shan State Investment Opportunity Survey が実施され、その成果がフェアで発表されます。
3	DICA	2016～17 年度、ミャンマー投資法により投資許可された企業は、以下のとおりです(2017 年の最初の 1 週間まで)。ミャンマー会社は 40 社、外国資本会社は 100 社です。そのうち一番多いのは電気通信セクターです。ミャンマーは農業国なのですが、今のところ農業分野の投資はまだありません。投資法による許可件数の多い国の順位は、一位はシンガポールで、二位は中国です。2016～17 年度、ミャンマー投資法による 2017 年の最初の 1 週間までに投資許可された企業は、以下のとおりです。ローカル企業は 40 社で外資系企業は 100 社の投資を承認しました。その中で、通信分野の投資率は他の分野を大きく上回っています。ミャンマーの主な産業は農業なのですが、今まで農業分野の投資は、まだ入っていないそうです。各国よりミャンマーに投資された国はシンガポールが一番で、二番目は中国です。
4	DICA	<p>投資分野に関する説明会(MIOS-2017) ※参加費：無料</p> <p>2017 年度、初の投資分野についての説明会(MIOS-2017)を 1 月 22 日(日曜日)にヤンゴンUMFCCIにて行いました。</p> <p>外国直接投資（FDI）、為替変動、ミャンマー投資（ミャンマー国民による国内投資）、国内金融セクターと事業の見通し傾向等に関して U Aung Naing Oo（DICA の局長）、Daw Aye Aye Win (SME Development Department の局長)、U Kyaw Than Aung (Head of Strategic partnerships, wave money)と U Nyan Lin Htun (Host,Money Talk)が説明する予定です。</p> <p>ですから、ご関心がある方々は下記のリンクから申し込んでください。</p> <p>https://applicationsurvey.wufoo.com/forms/mios2017/</p> <p>【実施概要】</p> <p>日時：2017 年 1 月 22 日（日）2:00～5:00</p> <p>場所：Main Hall,UMFCCI,Min Ye Kyaw Swar St,Yangon,Myanmar.</p>
5	DICA	<p>Re-export システム貿易に関するメリットとその法律に従わない会社への制裁など。</p> <p>Re-export システム貿易は国の輸出企業やそのビジネスに関連性を持つ参加者達にもメリットがある上、貿易伸び率がよくなる事もあります。</p> <p>商務省は 2015 年の 11 月から Re-export システムを始めました。</p> <p>現在には砂糖、ガソリン、ディーゼル、ビンロウジュ、ピーナツ、ゴマ、ゴム等海外輸出を Re-export システムで行っております。Re-export システムからの収益がミャンマー国内にきちんと入って来るために、各関係省庁とミャンマー中央銀行などが法整備を進めていくとともに、貿易企業の側も法令順</p>

		守の企業文化を育んでいく必要があります。
6	DICA	2016-2017 会計年度内にて MIC が許可した金額は 5,790,000,000 チャットでした。 ティラワ SEZ への投資金額も 220,000,000 チャットある状態なので、今年度の予測投資額六十億に達しました。
7	DICA	ミャンマー投資委員会 (MIC) の秘書官である国家計画経済開発省・投資企業管理局 (DICA) は 2016 年 10 月 18 日に公表された新しいミャンマー投資法より、ミャンマー国内において投資活動を奨励する業種、政府のみ運営する事ができる業種、外国資本企業が運営する事が許されない業種、ミャンマー人企業との合弁でしか運営する事が許されない業種、各関係省庁許可のもとで営業することが出来る業種一覧表を 2 月の下旬、もしくは 3 月の初旬にて公表出来る事を目標にしています。
8	DICA	ミャンマー国内投資を円滑に進めるために、国内投資関連プロセスとそれに係るコストを簡単に積算できる標準積算表「Cost of Doing Business in Myanmar (survey report 2017)」を DICA と JICA の協力の下で、1 月の 19 日に公表出版しました。その報告書ではミャンマーの土地と建物、コンドミニアムの家賃、建設費用、人材育成と労働条件、給料、政府省関連の規制 (役所のやり方)、会社登録、MIC の許可申請、貿易、運搬交通費、国内電力状況、金融機関の情報等が載っています。
9	DICA	(ミャンマー-イタリア間) ミャンマー国に関する "Country Presentation" を行いました。 両国の貿易と投資発展について、イタリア国ローマ市にある「Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation」にて 2017 年 2 月 2 日に行いました。 商務部のユニオン大臣 Dr. タンミインをはじめ、ミャンマー国代表グループとイタリア側の Under Secretary of State for Foreign Affairs and International, Mr. Benedetto Della Vedova が参加しました。中央銀行の副社長ウー・セツアウン、建設省の事務次官ウー・チョリン、MIC の秘書、技術起業家連盟の会長、Parami Energy の CEO 等がビジネスと投資環境関連のトピックに参加し相談しました。 両国の企業の代表が 100 名程参加した事が分かりました。
10	DICA	代理店サービスの次年度更新の遅れについて罰金と修正費、コピー代等を 2 月 1 日から徴収しています。 次年度更新遅延の罰金は、更新日 1 カ月以内は無料、更新日を 2 ヶ月過ぎた場合は 3 万チャット、3 ヶ月以内は 5 万チャット、3 カ月以上 6 カ月未満は 10 万チャットを罰金とする。 更新日を過ぎて 6 カ月以上に経ったものは取り消しとなる。登録書再発行費用としては 1 点につき 1 万チャット、コピー代は 3 万チャットとなる事が貿易省から発表されました。

11	DICA	<p>ミャンマー投資委員会の許可の下で起業する場合</p> <p>ミャンマーに会社を始めようとする場合、ミャンマー投資委員会に申請書を提出し、許可証の発行を受ける必要があります。許可申請者だけが以下のメリットを受けることができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人税の免除（地域により7年、5年、3年の免除） (2) 関税および国内税の減免 (3) 上記以外の税の減免 <p>法人税の免除</p> <p>ミャンマーの法人税免除については、過去に2つの投資法がありました。それは、ミャンマー人投資法と外国人投資法です。この2つの投資法についてはミャンマー投資委員会の許可を取っている投資企業に対して、どこの地域に投資しても、5年間は税金の免除があると法律により規定されていました。税の減免に地域差のない状態では、企業の投資は交通、電力供給、港など経済の基本となるインフラが一番整っているヤンゴンに集中してきました。</p> <p>そのような事情から、新たに定められた法律では企業などはヤンゴンだけではなく、地方などの経済発展の為に、地域の発展度合をもとに3つのゾーンに分けました。ゾーンごとに異なる税金の免除期間などが決められました。地区ごとに、発展が一番遅い地区をゾーン(1)、適度の発展している地区をゾーン(2)、発展の一番早い地区をゾーン(3)としました。</p> <p>ゾーン(1)に投資する企業は7年間、法人税が免除されます。また、ゾーン(2)は5年間、ゾーン(3)は3年間、法人税が免除されます。</p> <p>各ゾーンごとに投資する企業のすべてが、上記のとおり法人税が免除されるわけではありません。ミャンマー投資委員会からの通達に記載された、国内発展に寄与する業務分野の投資についてのみ、投資法のメリットを享受することができます。</p> <p>どの地区がどのゾーンになるという事は未だ公表されていません。投資委員会は現在、各管区や州の希望・質問を受け付けている状況です。ゾーン決定は1月内には公表できると期待しています。2016年12月末までには旧投資法通りで提案等を許可していくそうです。</p> <p>関税やその他の国内税の減免</p> <p>MICの許可を受けた企業は下記の関税、その他の国内税等の減免があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 投資する企業の設立期間（もしくは）準備期間中に、実用する為の輸入機械、工具、部品、周辺機器等や国内に入手できない建設機械、業務用機器等に対しては関税または、他の国内所得税もしくは、両方とも減免される。 (イ) 国外への完全な輸出（100%）をする企業等は輸出する為に輸入する原材料もしくは、一部完成品 (Semi Product) に関して関税または、他の国内税もしくは、両方とも減免となる。
----	------	---

		<p>(ウ) 原材料と一部完成品等を、国内生産後に輸出するため輸入した場合、輸出量に応じて、輸入した原材料（一部完成品）の輸入関税とその他の国内法人税が還付される。</p> <p>(エ) MIC の許可を取っている投資企業が、決められた期間内に MIC の許可のもとで投資する仕事の量を増やす場合、この仕事量増加の為に必要となる機械、機器、工具、部品、周辺機器、業務用機器等と国内で入手できない建設機械などの輸入に関しては関税および他の国内税が、両方または一部が減免される。</p> <p>上記以外で減税がある場合</p> <p>企業が申請した場合、下記の条件で税の免除または一部免除があります。</p> <p>(ア) 許可書または認定書をもっている投資分野からの利益を、同じ投資分野もしくは、他の同類の投資分野に 1 年以内に再度投資した場合の利益に対しては法人税の免除または、一部免除となる。</p> <p>(イ) 法人税の課税をする場合は、機械、機器、建物など、投資企業用の資産機材等に関しては所定期間の資産の減価償却率の計算よりも少ない償却率で営業開始時点から計算する。</p> <p>(ウ) ミャンマーの経済発展のために実際に必要となる研究や開発事業に係る経費は法人所得から控除出来る。</p> <p>このような税の減免は MIC に登録しておく必要があります。 国家計画経済開発省投資企業管理局 (DICA) のバゴー地域管理オフィスを 2017 年 1 月 11 日に新たに設置しましたので、バゴー地域内における会社登記申請に関することと投資関連のこと等ができるようになりました。</p> <p><u>現在の DICA の支店</u> ヤンゴン支店、 マンダレー支店、 ネピドー支店、 ザガイン支店、 タニンダイー支店、 エヤワディ支店、 シャン州支店、 モン州支店、 カイン支店があります。</p>
12	DICA	投資企業管理局 DICA から 3 月以内にマグウエー支店が開始できる事を目標にしています。

13	DICA	<p>投資企業管理局 DICA から起業や投資などの問い合わせ窓口として、Blue Ocean Operating Management Co., Ltd.のサポートで Hotline 1887 を 2017 年 2 月 23 日に開始しました。問い合わせ可能な内容としては投資関連に関する事、会社設立登録と投資企業管理局 DICA の情報等の問い合わせができます。Hotline プログラムの営業時間は毎日 9:00AM から 5:00PM までのサービスをしていく予定です。</p>
14	DICA	<p>ミャンマー投資委員会は 2017.2.22 にて開発ゾーンを 3 つに分けました。ゾーン 1 には 166 の地区が入っています。ゾーン 1 の企業は 7 年間の税金免除があります。特別工業地域の投資企業への税金免除と同じです。ゾーン 1 の地域はカチン州（ミィチーナー、ウィンモ、モーニン、パーカンを除き）、カヤー州、カイン州、チン州、ヤカイン州です。ゾーン 2 には 122 の地区が入っています。ゾーン 2 は 5 年間の税金免除とゾーン 1 に比べ少し短くなります。現在の外国資本投資法の下にある税金免除や特別工業団地内の開発促進区での投資企業と同様になります。ゾーン 3 には 46 の地区が入っています。ゾーン 3 は 3 年間の税金免除があります。マンダレー地方域の 14 の郡区とヤンゴン地方域の 32 の郡区等が入っています。特別な状況でない限りヤンゴン管区内の企業の税金免除期間は 3 年間です。</p>

1	CB	<p>ミャンマー連邦政府 ミャンマー中央銀行 手紙番号：マババ 1/111 (FIS) / (1861/2016) 日付：2016年12月9日</p> <p>通達 内容：金融機関の決算書作成などを法律に基づいて行ってください。 参考出典：金融機関事業法（2016）</p> <p>1. 上記に書かれた内容に関しては出典の金融機関事業法、第 84 条 1 項にて国際方式に基づいた入力基準通り、金融機関事業の流れとお金の状況などの会計に関する管理と収支鑑定などをきちんと作る必要がある。</p> <p>2. その他、収支鑑定記録である差引残高と損益計算書に関しては金融機関事業法：第 86 条の 3, 4, 5, 6, と 7 項通り、会計年度が終わってから 3 か月以内に会計に関する資料を中央銀行へ提出。確認してある会計資料などは一般公開する必要があるため、中央銀行の WEBSITE や金融機関それぞれの一般公開場所で公開すること。</p> <p>3. 最後に、上記 1 と 2 の内容を金融機関事業法通り行いますよう通知します。また、通知書の受け取りに関しても受け取り済みであることを返信すること。</p> <p>サインあり 会長（代理） ソーミン（副会長） 通知書配布先： 該当する全ての金融機関へ配る。 写し： Myanmar President Office Office of The Auditor-General of The Union Office Use</p>
2	CB	<p>通達番号 — FE-1/1075 日付 — 2016年12月5日</p> <p>通達 内容 ⇒ 輸出者(Exporter)として海外輸出後 6 ヶ月以内に輸出収入金(Export Proceeds)の戻り状況をチェックし、提出すること。</p> <p>参考出典：外貨使用管理法</p> <p>1. 外貨使用管理法に基づいて、輸出者 (Exporter) は海外に輸出して輸出収入金 (Export Proceeds) 等を 6 ヶ月以内に収入として輸出者の国内銀行口座へ振り込まれている必要がある。</p> <p>2. なので、A.D 許可のある銀行としては期間 6 ヶ月過ぎても、輸出収入金 (Export Proceeds) をしていない会社一覧表を営業日 5 日間内にミャンマー中央銀行に提出すること。</p>

3	CB	<p>通達番号 — FE-1/1078 日付 — 2016年12月5日</p> <p><u>通達</u> 内容 ⇒ 国外に外貨口座作成を法律通り行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融機関の役員、顧問、他関連のある役員達は国外に外貨口座の開設をした場合、外貨使用管理法：第14と15条に記載通り、外貨口座についての情報、銀行口座残高等の決算書をミャンマー中央銀行に提出する必要がある。 2. 銀行関連のある個人、会社等の場合でも外貨口座の情報、銀行口座残高書等をミャンマー中央銀行に提出する必要がある。 3. 金融機関としても国外外貨口座の詳細をミャンマー中央銀行に週内に提出する必要がある。法律に反した場合は外貨使用管理投資法第38、42条記載通り制裁する。
4	CB	<p>通達番号 — FE-1/1077 日付 — 2016年12月5日</p> <p><u>通達内容</u> ミャンマー国内に住み、国外への投資をした場合は外貨使用管理法に従う事。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国外への投資に関してはミャンマー中央銀行の国外投資法は以下通りです。 外貨使用管理法第29条：国内住まいの方は a) 国外で直接、若しくは関節的な投資をしたい時は中央銀行が定めた法律に従って行う事。 b) 上記の(a)通りの投資事業からの利益分配と引き出せる投資金等は外貨取扱いや送金等の許可を持っている機関を通して行う事。 2. 外貨使用管理法第46にて「国外にて直接、(若しくは)関節的に投資を行う、個人、(若しくは)企業は国外投資に関する直接(または)契約などの資産運用投資(または)その他投資方法(または)不動産投資等の投資内容、投資額、その他詳細をミャンマー中央銀行提出して許可を求める必要があります。」とある。同法第47条には「国内住まいの人で法律が作られる前にした国外投資に関するすべての投資をした方は速やかに中央銀行に提出すること」とある。 3. 国内住まいの金融機関の取締役などや他金融機関に関わりを持つ方に関しても国外投資は上記1, 2通りミャンマー中央銀行の許可を求める必要がある事、同時に法律が認められる前であったとしても速やかに提出する必要がある事。 4. 金融機関に関わりのある方、各個人(または)組合や会社等が海外投資を直接(または)関節的に関わる時は上記1, 2通り提出する事。法律が認められる前であっても速やかに提出すること。 5. 金融機関を含めすべての方として中央銀行への提出を守らないとしたら国外投資管理法第38と42記載通り制裁します。 <p>会長(代理) セッアウン、副会長 配り先 金融機関</p>

5	CB	<p>通達番号 — FE-1/1076 日付け — 2016年12月5日 <u>ミャンマー中央銀行からの通達</u> 内容：輸出者（Exporter）として海外輸出後に輸出収益（Export Proceeds）を法令通り国内へ入金する事。 参考：外国通貨使用管理法、外国通貨使用規則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国通貨管理法大18条1項「外国通貨取扱許可を持つてる方（A）国内住まいである方の輸出売上金を外国通貨で、決められた期間内に決められた口座へ振り込まれている事を確認する。（B）前項Aにて、確認する時輸出売上金は決まった期間内に入金されていない事が判明するとしたら、理由などを中央銀行へ速やかに報告しなければいけません。 また、外国通貨使用規則の節35では外国通貨取扱業者は書類上輸出を行った日から半年以内に輸出側が輸出売上金を口座に振り込まれている事を確認する事。」 2. 同法と同規則で外国通貨取扱業者（A. D）として輸出売上金（Export Proceed）を決まった期間内に決まった口座に振り込まれているかを確認する他に輸出業者たちへの法律に基づいて行うための連絡などもする必要があります。 3. 輸出業者（exporter）として輸出業からの売上金を期間内に国内口座への振り込む義務を果たさなかった場合、外国通貨使用管理法第42項通り制裁する。
---	----	--

1	MIC	<p> ミャンマー連邦共和国 ミャンマー投資委員会 法令通知番号 11/2017 日付：2017年3月3日 全国投資委員会が認定可能な事業初期投資額を定める通知 ミャンマー連邦共和国ミャンマー投資委員会はミャンマー投資法第24項 (H) 通り投資事業を進めるために全国投資委員会が認定可能な初期投資額 は500万米ドル（若しくは）60億チャットまでとします。 チョウイン 会長 </p>
2	MIC	<p> 2016-2017の会計年度以内、外国資本投資法の下で2017年3月の第一週までに外国投資企業135社、投資額はUS\$5051.26millionあり、投資増額を含んだ合計投資額は特別経済区法(SEZ Law)の下でティラワ特別経済区域への投資額はUS\$262.588millionをUS\$6613.837millionあり、合計投資額はUS\$6876.425millionある事が分かりました。 2016-2017の会計年度以内、ミャンマー市民投資法に基づいて許可したのは2017年3月の第一週までミャンマー市民投資企業49社、US\$764.560millionを含め1,455,339.682millionチャットであり、投資増額を含んだ合計投資額1,572,882.103millionチャットありました。 </p>

1	CCTO	<p>輸出入品に対しての取引税の取り方と国内外の費用の差し引き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年、国の税法 第14項1条では 輸入に対して取引税が免除になる87種類の品を除いて、外国輸入品である場合は陸に上がった時の商品値に対しての取引税5%、特別な品物に対しては特別な税金が発生する他に陸に上がった時の商品値より取引税5%足されます。 ・2017年、国の税法 第17項1条では 輸出のうち電気事業に対しては8%、石油に対しては5%それぞれ発生します。 <p>その2つの品以外の商品に対しては取引税は売上に対してゼロ%と定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の費用を取引税から差し引く事に関しては製造業者、卸業者、サービス業者は取引税第42条通り税金の支払いを一度のみで支払う事ができます。 ・製造業者、または卸業者、またはサービス業者は事業のため原料を海外若しくは国内での購入、サービスの購入のためにかかった費用の領収書などを提出し取引税を控除する事ができます。 <ul style="list-style-type: none"> * Import Declaration 原本/コピー (自ら輸入業務を行った場合) * パタカ (カタカ) -31 原本/コピー (国内購入の場合) * パタカ (カタカ) -32 原本/コピー (海外からの購入の場合) * パタカ (カタカ) -33 原本/コピー、パタカ (カタカ) -2 コピー * 事業主からの取引税控除申請書 * 事業許可書 コピー <p>税務局</p>
---	------	---